

(5) 学生活関係

1) 健康管理センター（保健室・学生相談室）について

健康管理センターには、保健室と学生相談室があります。みなさんが心身ともに健康的な学生生活を送ることができるように、保健室では医師と保健師が健康相談・保健指導などを、学生相談室ではカウンセラー（臨床心理士・公認心理師）が修学や対人関係上の問題を含めた心理相談や、みなさんの心の成長につながる様々な企画を行っています。

【健康管理センター（保健室・学生相談室）での個人情報の取り扱いについて】

- 健康管理センターで得た個人情報は、「北里大学における個人情報の保護に関する基本規定」に基づいて学生生活が健康で安全に行われるよう情報を取り扱っています。
- 授業や実習などの制限が必要な慢性疾患などがある場合、まず学部・研究科事務室にご相談ください。

保健室

1. 保健室の利用について

保健室は、一般的な健康・保健に関する相談、軽微なけがの応急処置や休養を希望する際に利用できます。また、医療機関の紹介も行っています。身体の事で気になることがあった時は、保健室へご相談ください。なお、医療機関ではないため、保険診療にあたいる診療（精密検査や診断や治療、点滴・薬の処方など）は受けられません。

北里大学の各キャンパスに保健室があります。相模原キャンパス以外へ主に通学している方は、各キャンパスの保健室へお問い合わせください。

【相模原キャンパス保健室の場 所】 IPE 棟（臨床教育研究棟） 1階

【相模原キャンパス保健室の電話番号】 042-778-7607

【相模原キャンパス保健室の受付時間】

保健室の受付は、受付時間内に随時行っています。昼休みも開室しています。

曜 日	受付時間	医師対応時間
月～金曜日	8：30～16：30	9：00～16：30

【利用にあたっての諸注意】

- 学内で体調不良を自覚しどうしたらよいか分からぬ時は、早めに保健室に相談しましょう。
学外にいるときは無理に登校しないで近隣の医療機関を受診してください。受診の判断に迷つたり、医療機関が分からなかつたりした時は、電話で保健室へご相談ください。急な体調不良に備えて、**常備薬・体温計は必ず自分で準備**しておきましょう。
- **学生証は必ず携帯**してください。また症状により医療機関受診が必要になる場合がありますので**常にマイナ保険証か健康保険証を携帯**してください。診察券やおくすり手帳もお持ちください。
- **登下校時などの交通事故による負傷の場合は、まずは負傷の確認と救護を行ってください。**次に警察に連絡しましょう。**そして保護者と学部・研究科事務室に連絡の上、必ず医療機関を受診してください。**なお、医療機関を受診する時には、交通事故であることをお伝えください。基本的に保健室に連絡する必要はありません。

2. 定期健康診断について

学校保健安全法に基づき、4月に全学生を対象に定期健康診断を実施しています。健康のためだけでなく履修のために必要な検査もありますので、必ず受診してください。健康診断の結果は5月中旬からオンラインで閲覧できます。必ず結果を確認してください。また、精密検査や再検査が必要な方は、保健室の指示に従って受診・再検査を受け、結果を報告してください。なお、健康診断の結果は、健康診断証明書の発行、演習・宿泊を伴う課外活動の参加可否判断に活用される他、実習において必要となる免疫獲得状況の報告に使用されています。未受診の場合、履修の一部に支障をきたすことがあるため、保護者への連絡や学部長へ報告を行うことがあります。

3. 課外活動等に関連した健康管理について

定期健康診断を未受診の場合、北里会所属団体の宿泊を伴う課外活動への参加は、学生の安全を考慮し許可できません。また、定期健康診断の結果によって必要な再検査や治療を受けていなかったり、その報告がなかつたりした場合も同様です。医療機関などを受診の上、医師の判断をあおぐなど、許可までに時間を要することもありますので、活動予定日までに十分な余裕を持って保健室へお問い合わせください。

4. 予防接種について

全ての学生に対して、麻しん・風しん・流行性耳下腺炎・水痘の感染症や季節性インフルエンザに対する予防接種を推奨しています。また、医療機関など臨床実習がある学生においては、麻しん・風しん・流行性耳下腺炎・水痘に加えて、B型肝炎の免疫を獲得していることが求められます。

- 過去の予防接種歴は、入学後に提出した予防接種歴申告書を保健室にて確認し、管理しています（2019年度以降に入学された方）。一方で、医療機関などの実習・インターンシップにおいては、予防接種歴の書類提出自分で行う必要がありますので、速やかに対応できるよう母子健康手帳等は手元に保管してください。
- 免疫獲得のため予防接種が必要な対象者かどうかは、健康診断結果のオンライン閲覧と同時に通知される「健康診断結果について」をご確認ください。また、学部・研究科事務室からの予防接種関連の通知は必ず確認してください。
- **大学で実施する予防接種の指定日に体調不良の場合は、必ず事前に保健室に連絡してください。**
事前に連絡が無く接種できなかった場合は、外部医療機関で予防接種を実施し保健室に報告してください（費用は自己負担となります）。
- 在学中に外部医療機関で麻しん・風しん（MRワクチン）・流行性耳下腺炎・水痘・B型肝炎の予防接種を受けた場合は、自主的なものも含め必ず保健室へご報告ください。

5. 証明書について

- 在学中に保健室で実施した健診等の内容をもとに、健康診断証明書や免疫獲得状況証明書などの発行を行っています。
 - 健康診断証明書は、健康診断結果に特に異常がなければ、パピルスマイトから取得できます。未受診だったり健康診断結果に「所見あり」となっていたりする場合は、パピルスマイトでの発行ができないので、以下の手続きをお願いします。
 - ① 学部・研究科事務室で証明書交付申請書など必要書類を作成し受付してもらう。
 - ② 学生証・証明書交付申請書など必要書類をもって保健室に申請する。
- なお、各種証明書発行には休日を除き5日間（英文の場合は約1ヶ月）を要します。証明書を必要とする期限までに余裕を持って申請をしてください。

また、証明書の提出先が指定する用紙や様式があつたり、提出書類に不明な点があつたりする場合は、説明書類や指定用紙などを持って保健室へご相談ください。

6. 出席停止となる主な感染症について

- 下表に示した学校保健安全法の指定感染症に罹患した場合は、学部・研究科事務室に報告し指示を受けてください。出席停止期間中、欠席となった授業・実習・定期試験等に関する問い合わせは、学部・研究科事務室にしてください。
- 医療機関や福祉施設等の実習における出席停止期間については、医師や校医の判断あるいは実習等を行う施設の規則に準じて判断する場合があります。
- 記載のない感染症については、保健室に電話して相談してください。

疾患名	感染経路	出席停止期間の基準	登校許可証等の取扱い
インフルエンザ	飛沫・接触	発症した後（発熱した日を 0 日として）5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日間を経過するまで	保健室にて登校許可証を交付（体調不良時、罹患時に学部・研究科事務室に報告が必要です）。
ノロウィルス腸炎 (疑いを含む)	接触・飛沫・空気		講義・実習などの欠席届などの手続きは学部・研究科事務室で行う。
感染性胃腸炎 (疑いを含む)	接触	症状消失後 48 時間後まで	
新型コロナウイルス感染症	飛沫（エアロゾル） 接触	発症した後（症状の現れた日を 0 日として）5 日を経過し、かつ、症状が軽快※した後（症状が軽快した日を 0 日とし）1 日を経過するまで ※解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること	学部・研究科事務室に連絡し登校再開日について確認する。
麻しん（はしか）	空気・飛沫・接触	解熱後 3 日を経過するまで	罹患や治癒を証明する診断書が必要かどうかは学部・研究科事務室に確認する。
水痘 (みずぼうそう)	空気・飛沫・接触	全ての発しんが痂瘍（かさぶた）化するまで (帶状疱疹については、医師の指示を確認する)	講義・実習などの欠席届などの手続きは学部・研究科事務室で行う。
風しん	飛沫・接触	発しんが消失するまで	
流行性耳下腺炎 (おたふく)	飛沫・接触	耳下腺、頸下腺、または舌下腺の腫脹が出現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
流行性角結膜炎	接触	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで	
百日咳	飛沫・接触	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	飛沫・接触	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
結核	空気	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
咽頭結膜炎	飛沫・接触	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	

(学校保健安全法における「出席停止が必要な感染症」より一部抜粋)

7. 医療機関の受診について

- 「かかりつけ医」を持ちましょう
遠方から転居した方や今 健康な方も、ケガや急な病気に備え、
かかりつけ医を見つけておきましょう。



医療機関検索サイトは他にも多数存在します。サイト内のいわゆる口コミの中には誤った情報や事実と異なる情報など信頼できない情報も少なくありません。利用の際は、十分に注意してください。

- 休日や夜間に急病になったときは、まずかかりつけ医に連絡してください。連絡がとれないとき、または受傷したときは、以下を参考にしてください。

【重症で緊急を要する場合】

- 救急車（119番）を要請し、救急隊の指示に従ってください。

【学外にいる場合】

- 今いる場所の公共機関の案内電話へ連絡し指示を受けてください。
相模原市内：相模原救急医療情報センター（☎：042-756-9000）
横浜市内・東京都： 救急安心センター事業 #7119 など
- 今いる場所の公共機関の夜間や救急診療医療機関を受診する。
相模原市南区：相模原南メディカルセンター（相模女子大学グリーンホール内 1階） など

【学内（相模原キャンパス）で北里大学病院 救命救急センター受診を希望する場合】

- 北里大学病院救命救急センターに電話をして指示を受けてください。
必ず北里大学の在学生であることを告げ、学部・学科等も伝えてください。

■ 北里大学病院の受診について ～北里大学病院ホームページから～

『当院は特定機能病院の承認医療機関です。受診には診療所・病院からの紹介による受診を原則としております。当院での診療の結果、ご紹介いただいた医療機関で治療を継続していただく場合や、他の医療機関への紹介をさせていただく場合もありますのでご了承ください。』